

# 介護医療院はな 運営規程

## (介護予防) 短期入所療養介護

### (事業の目的)

第1条 医療法人社団まこと会が開設する、介護医療院はな（以下「施設」という。）が行う介護予防短期入所療養介護及び短期入所療養介護の適切な運営を確保するため人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が、要介護・要支援状態にある高齢者に対し、適正な（介護予防）短期入所療養介護サービスを提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 介護予防短期入所療養介護及び短期入所療養介護の提供に当たって、その者が有する能力に応じた日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行う。

施設の従業者は入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護医療院サービスの提供に努める。

介護医療院サービス等の実施に当たっては、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (施設の名称及び所在地)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 介護医療院はな
- (2) 所在地 福山市野上町2丁目10番29号

### (従業員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 施設に勤務する介護医療院サービスに係わる従業員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 医師 1名（常勤1名 管理者と兼務）  
施設の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。  
入所者に対して医療の提供を行う。
- (2) 栄養士 1名（非常勤1名）  
入所者に対して必要な栄養管理を行う
- (3) 看護師 5名（非常勤5名）  
入所者に対して必要な看護の提供を行う
- (4) 准看護師 4名（非常勤4名）  
入所者に対して必要な看護の提供を行う
- (5) 介護支援専門員 1名（非常勤1名）  
入所者の施設サービス計画の作成に関する業務を行う
- (6) 介護補助員 2名（非常勤2名）  
入所者に対して介護の提供を行う

### (入所者の定員)

第5条 空床利用型 介護医療院はなの定員6名以内（多床室1室・従来型個室2室）

### (サービスの内容及び利用料等)

第6条 (介護予防) 短期入所療養介護の内容は次のとおりとし、介護予防短期入所療養介護及び短期入所療養介護サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、介護医療院サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各入所者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- (1) 療養上の管理
- (2) 看護



従業者との雇用契約の内容とする。

- (2) 医療機関併設型医療介護院であり、同一施設にある診療所の連携が確保されており、入所者が急変した場合に医師が速やかに診療を行う体制が確保されているため医師の宿直は置かない。

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人社団まこと会と介護医療院の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 付則

この規程は、2023年5月1日から実施する。

この規程は、2024年8月1日から一部改正し施行する。